令和４年２月１日

光が丘第二中学校　学校だより

TEL　３９７６－９２０２　FAX ５３８３－３６０８
http：//www.hikarigaoka2-j.nerima-tky.ed.jp

事件報道を考える

校長　　山田　美鈴

大学入学共通テストが行われた１月１５日に、東京大学前の歩道上で、受験生の男女高校生と都内在住男性の３人が刃物で背中を切り付けられ負傷する，という痛ましい事件が起きてしまいました。被害者の命に別状がなかったことは一縷の救いと言えますが、殺人未遂容疑で現行犯逮捕された容疑者が高校２年生の少年１７歳だったことにも衝撃が走りました。

容疑者となった少年について、事件後もしばらく犯行動機等が報道されました。またこの生徒が通う学校からいち早くコメントが各報道機関に流され、父親からも弁護士を通じて謝罪コメントが各報道機関に流されました。

この事件に対して教育評論家である「夜回り先生」こと水谷修氏が「東大前傷害事件報道に感じる違和感と危機感」と題して、少年法の原点を逸脱した報道の在り方に警鐘を鳴らしています。

以下水谷修氏が語っている文面です。（１月１９日付 Smartnews より）

私はこの事件に関する今までの報道を見て、大きな違和感と危機感を感じるとともに、一部怒りを抱いています。

まずは捜査関係者より報道関係者に、この少年の供述が流されていることです。少年事件に関しては、裁判の公開が憲法により原則となっている成人の刑事事件とは異なり、その審判は非公開と、少年法により決められています。現在の状況では審判の非公開を前提としていかなる情報も報道機関に漏洩することは許されることではありません。この報道により少年の特定につながり、少年法で守られているはずの少年やその家族のプライバシーを侵害する行為です。また単なる想像にすぎないのに、高校独自で背景分析まで行っています。

また同級生や同じ学校に通う高校生への直接の取材を流したり、少年の日々の生活の様子や性格について質問して答えさせるなど、取材対象の高校生の個人的な発言を何の裏取りもせず流しています。

確かに少年であっても犯した罪は償わなければなりません。でも少年は人格的に未熟な存在です。またそれまでの環境や社会現象に影響を受けやすい存在です。だからこそ、その更生と社会復帰の可能性が少年法により守られています。（一部抜粋）

この事件を通し、そしてこの記事を読み、私なりに深く考えさせられました。

なぜ現存の少年法が定められているのか？我々大人たちが今一度根本から考え直さなければならない点ではないでしょうか？

子どもを守るべき社会であるはずなのに、誰のための何を目的とした報道なのか？学校としてどう子どもを守るべきなのか？一校長としても考えれば考えるほど、身の引き締まる思いがします。

犯罪者として我が子を育てようとする親など一人もいません。社会から見放されてしまっている家庭や子どもはいないのか？我が子同様、他人の子どもの成長も考えていける世の中なのか？

コロナウイルスにより、分断社会が進んでしまってはいけません。皆に平等に与えられた試練だからこそ、他者を攻撃するのではなく、思いやりをもって人との関わりを大切にしていける社会を築いていきたいものです。